

議案第10号

富津市温泉供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市温泉供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月21日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）が施行されることに伴い、関係する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市温泉供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富津市温泉供給事業の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。